

お取り扱いについて

ご契約者	日本に居住する個人の方
被保険者	ご契約者と同一人の方、ご契約者の配偶者または二親等以内の親族の方
告知	職業、勤務先などについて告知いただきます。
死亡給付金受取人	被保険者の配偶者または二親等以内の親族の方
据置期間	10年間 ※据置期間の変更はお取り扱いいたしません。
保険料払込方法	一時払い
一時払保険料	基本保険金額と同額
年金受取人	ご契約者または被保険者のいずれか
ご契約年齢の範囲	①確定年金 …………… 被保険者の年齢(保険年齢)が、0歳～80歳 ②保証期間付終身年金 … 被保険者の年齢(保険年齢)が、35歳～80歳
年金支払開始年齢の範囲	①確定年金 …………… 被保険者の年齢(保険年齢)が、10歳～90歳 ②保証期間付終身年金 … 被保険者の年齢(保険年齢)が、45歳～90歳
取扱基本保険金額	1,000米ドル単位
基本保険金額	10,000米ドル以上5億円(*)以下 *保険料領収日の属する月の前末日におけるTTMLレート(三菱東京UFJ銀行第一次公表相場TTSとTTBの平均値)で円に換算した額です。
年金の種類	①確定年金 …………… 年金支払期間：5・10・15・20年間のいずれか ②保証期間付終身年金 … 保証期間：10年間
年金年額	1,000米ドル以上3,000万円(*)以下 *この保険の既契約やアクサ生命を引受保険会社とする他の年金商品などと通算し、年金支払開始日(その日がアクサ生命が定める金融機関の休業日にあたる場合は、翌営業日)におけるTTMLレート(三菱東京UFJ銀行第一次公表相場TTSとTTBの平均値)で円に換算した額です。 ※年金額の上限は3,000万円とします。3,000万円を超える場合は3,000万円とし、同年金受取に必要な部分を除いた年金原資は、将来の年金受取に代えて、この年金保険の第1回年金受取時にご契約者に一時金としてお受け取りいただけます。
クーリング・オフ	お取り扱いいたしません。
増額	お取り扱いいたしません。
契約者貸付	お取り扱いいたしません。
契約者配当金	ありません。

※ご契約時の被保険者の年齢は、契約日における満年齢で計算し、1年末満の端数について6ヵ月以下のときは切り捨て、6ヵ月を超える場合は切り上げます(例えば、30歳7ヵ月の場合は31歳となります)。ご契約締結後の年齢は、ご契約時のご契約年齢に、年単位の契約応当日ごとに1歳を加えて計算します。

- 年金などをお受け取りになる場合、アクサ生命保険株式会社からの送金にかかる手数料は、お客さま(受取人)にご負担いただけます。ただし、「円支払特約」をお申し込みいただく場合には、アクサ生命保険株式会社が負担いたします。
- 告知義務について:ご契約者と被保険者がご契約のお申し込みをされるときに、職業など重要なことからについて、ありのままを知らせていただく義務のことを、告知義務といえます。その際に、事実を告げられなかったり事実を曲げて告げられた場合には告知義務違反となり、アクサ生命保険株式会社はそのご契約の効力を解除する(消滅させる)ことができます。

株式会社三菱東京UFJ銀行からのご説明事項
<ul style="list-style-type: none"> ・「株価指数連動追加年金付予定利率市場連動型年金保険(米ドル建)〈Triplet Plus(トリプレット プラス)〉」にご契約いただくか否かが、株式会社三菱東京UFJ銀行におけるお客さまの他のお取引に影響を及ぼすことは一切ありません。 ・上記の「株価指数連動追加年金付予定利率市場連動型年金保険(米ドル建)〈Triplet Plus(トリプレット プラス)〉」は米ドル建ての保険商品であるため、外国為替相場の変動による影響を受けます。従いまして、受取時の外国為替相場によって円に換算した年金受取総額などが、払込時の外国為替相場によって円に換算した一時払保険料相当額を下回る場合があります。 ・上記の「株価指数連動追加年金付予定利率市場連動型年金保険(米ドル建)〈Triplet Plus(トリプレット プラス)〉」はアクサ生命保険株式会社に引受保険会社とする保険商品です。このため預金とは異なり、元本保証はありません。また、預金保険制度の対象ではありません。 ・株式会社三菱東京UFJ銀行は、「株価指数連動追加年金付予定利率市場連動型年金保険(米ドル建)〈Triplet Plus(トリプレット プラス)〉」の引受保険会社であるアクサ生命保険株式会社の支払能力を保証するものではありません。

ご契約の際には、「重要事項説明書／ご契約のしおり・約款」、「特別勘定のしおり」、「保険設計書」を必ずご覧ください。

「重要事項説明書／ご契約のしおり・約款」は、ご契約についての大切な事項、必要な保険の知識などについて、「特別勘定のしおり」は、特別勘定資産の運用などについてご説明しています。また、「保険設計書」には、お客さまにご提案する保障内容例などが記載されております。必ずご一読の上、大切に保存してください。

(「重要事項説明書／ご契約のしおり・約款」記載事項の例)

- ◆お申し込みの撤回(クーリング・オフ)について
- ◆死亡給付金などをお支払いしない場合などについて
- ◆解約と払いもどし金について
- ◆職業などの告知義務について
- ◆配当金について
- ◆ご契約内容の変更などについて

アクサ生命保険株式会社は「生命保険契約者保護機構」に加入しております。

生命保険会社の業務または財産の状況の変化により、ご契約時にお約束した保険金額、年金額、給付金額などが削減されることがあります。なお、生命保険契約者保護機構の会員である生命保険会社が経営破綻に陥った場合、生命保険契約者保護機構により、保険契約者保護の措置が図られることがありますが、この場合にも、ご契約時の保険金額、年金額、給付金額などが削減されることがあります。詳細については、生命保険契約者保護機構までお問い合わせください。【お問い合わせ先】生命保険契約者保護機構 TEL 03-3286-2820 ホームページアドレス <http://www.seihohogo.jp/>

銀行でお取り扱いできる生命保険商品には制限があります。

くわしくは、変額個人年金保険の販売資格を持った株式会社三菱東京UFJ銀行の担当者に、ご相談ください。

- この保険の販売資格について
この保険の販売は、生命保険協会が実施する「変額保険販売資格試験」に合格し、生命保険協会に登録された者のみが行えます。株式会社三菱東京UFJ銀行の担当者(生命保険募集人)の権限などに関しまして確認を希望される場合には、アクサ生命保険株式会社のカスタマーサービスセンター(0120-153-193)までお問い合わせください。
- 生命保険募集人について
株式会社三菱東京UFJ銀行の担当者(生命保険募集人)は、お客さまとアクサ生命保険株式会社の保険契約締結の媒介を行う者で、保険契約締結の代理権はありません。従いまして、保険契約は、お客さまからの保険契約のお申し込みに対してアクサ生命保険株式会社が承諾したときに、有効に成立します。

(お問い合わせ、ご照会は) 募集代理店



<http://www.bk.mufg.jp>

平成18年1月1日現在 (No.05119)

(引受保険会社に関するお問い合わせ、ご照会) 引受保険会社



(2006年1月31日まで) 〒150-8020 東京都渋谷区東1-2-19
(2006年2月1日より) 〒108-8020 東京都港区白金1-17-3 NBFプラチナタワー
カスタマーサービスセンター TEL 0120-153-193
受付時間：月～金曜日9時～17時(祝日および12月31日～1月3日は休業とさせていただきます)
アクサ生命ホームページ <http://www.axa.co.jp/life/>

AXA-10-0511-0179/9F7 1-50-22.0 2006.01.01

2006.01



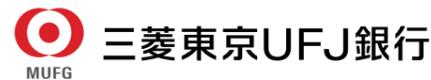
“外貨建個人年金保険”

Triplet Plus トリプレット プラス

株価指数連動追加年金付
予定利率市場連動型年金保険(米ドル建)
I型(日経平均株価)

この商品は新規の販売を停止しています。記載の内容は当資料が作成された時点のもので、既にご契約いただいているお客さま専用の参考資料です。新規のご契約のためにはご利用いただけません。

募集代理店



引受保険会社



アクサ生命

この保険の引受保険会社はアクサ生命保険株式会社です。株式会社三菱東京UFJ銀行は、アクサ生命保険株式会社の募集代理店です。

Triplet Plus トリプレット プラス

Triplet Plus

未来のゆとり、ふくらませたい。

さあ、豊かな未来を手にいれましょう。

アクサ生命の<Triplet Plus(トリプレット プラス)>が、あなたの強い味方となります。

年金原資は米ドル建ての基本年金原資を確保しながら、

これからの日本経済の力に期待して、日経平均株価の上昇率に連動した

米ドル建ての株価指数連動追加年金原資の上乗せをめざします。

あなただけの選べるゆとり。未来を輝かせるなら、<Triplet Plus(トリプレット プラス)>が近道です。



C O N T E N T S

トリプレット プラスの特長としくみ	03
ポイント 据置期間満了時の年金原資額については、アクサ生命が米ドル建ての基本年金原資額を最低保証いたします(基本年金のお支払いのための資産は、一般勘定にて運用されます)。	05
ポイント 日経平均株価の上昇率に連動した年金受取額の上乗せが期待できます。	07
ポイント 万が一被保険者がお亡くなりになられた場合の保障は、アクサ生命がいたします。	09
ポイント 「円支払特約」のお申し込みと年金支払開始日の繰延べにより、外国為替相場の変動に柔軟な対応ができます。	11
ポイント 年金受取方法をお選びいただけます。	12
資産の運用について	13
解約・減額について	15
ご契約後の情報提供とサービスについて	16
ご契約の流れ	17
税務のお取り扱いについて	19
ご契約にあたって特にご注意いただきたいこと	21

本商品はクーリング・オフ制度の対象ではありません。

トリプレット プラスの特長としくみ

トリプレット プラスは、一時払保険料のうち一定割合を一般勘定で運用し、残りの一定割合を特別勘定で運用する、米ドル建ての個人年金保険です。

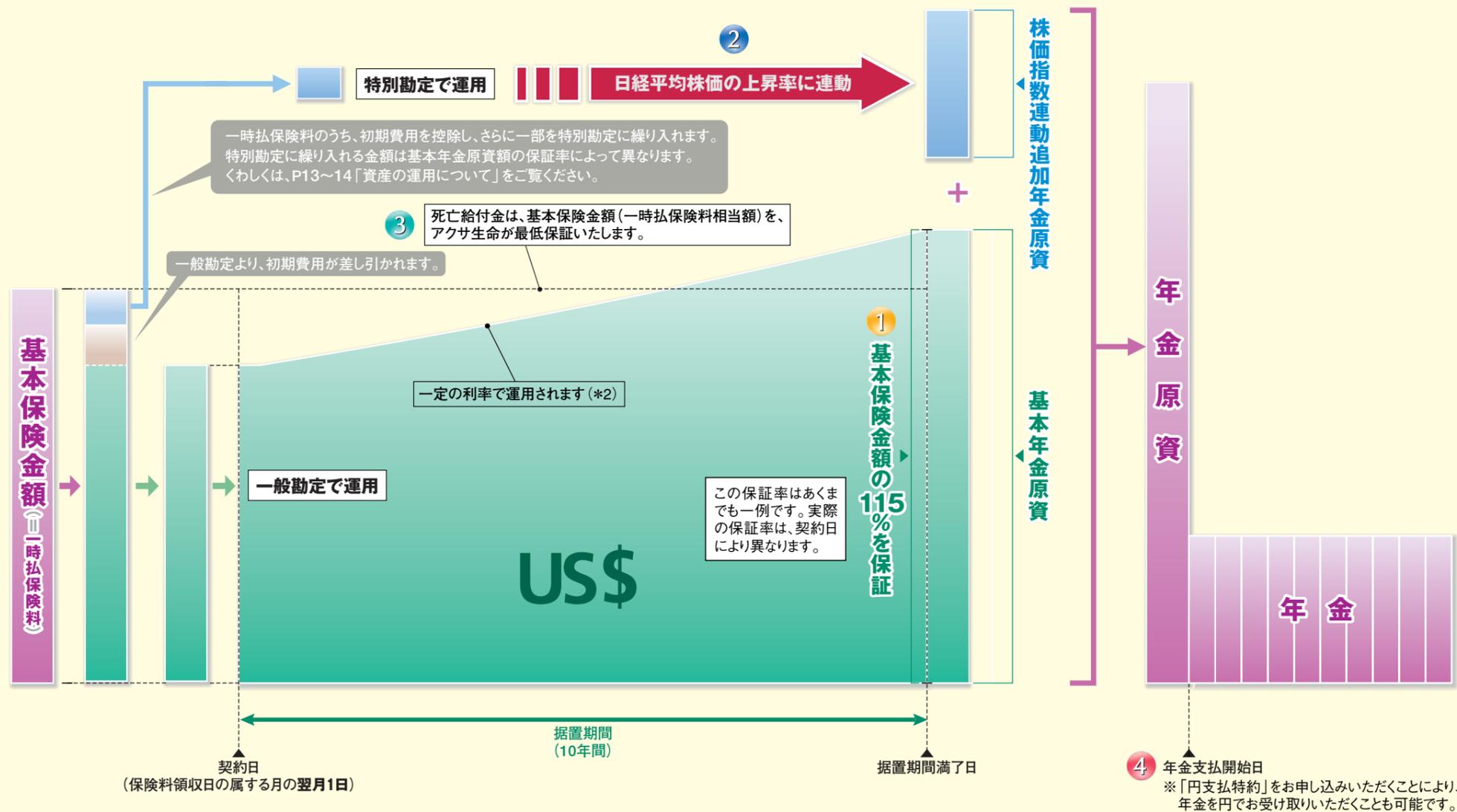
イメージ図

保証率が基本保険金額の115%(*1)の場合

*1 この基本年金原資額の保証率は、あくまでも一例です。基本年金原資額の保証率は、基本保険金額の100%から135%の5%きざみで設定され、契約日により異なります。

米ドル建て

この保険は米ドル建てで運用、管理される保険です。



ポイント

1 据置期間満了時の年金原資額については、アクサ生命が米ドル建ての基本年金原資額を最低保証いたします(基本年金のお支払いのための資産は、一般勘定にて運用されます)。基本年金原資額は、契約日ごとに適用となる予定利率に基づいて決定されます。基本年金原資額の保証率は、基本保険金額の100%から135%までの5%きざみで設定されます。
くわしくは、P5~6をご覧ください。→

ポイント

2 日経平均株価の上昇率に連動した年金受取額の上乗せが期待できます。日経平均株価の上昇率に応じて上乗せされる米ドル建ての株価指数連動追加年金原資額により、年金受取額が増える可能性を追求できます(株価指数連動追加年金のお支払いのための資産は、特別勘定にて運用されます)。
くわしくは、P7~8をご覧ください。→

ポイント

3 万が一被保険者がお亡くなりになった場合の保障は、アクサ生命がいたします。
くわしくは、P9~10をご覧ください。→

ポイント

4 「円支払特約」のお申し込みと年金支払開始日の繰延べにより、外国為替相場の変動に柔軟な対応ができます。この保険は米ドル建てですが、「円支払特約」をお申し込みいただくことにより、年金などを円でお受け取りいただくことも可能です。また、年金支払開始日を繰り延べることも可能です。
くわしくは、P11をご覧ください。→

ポイント

5 年金受取方法をお選びいただけます。年金のお受け取りは、一定期間お受け取りいただく「確定年金」、一生お受け取りいただく「10年保証期間付終身年金」のいずれかの受取方法からお選びいただけます。
くわしくは、P12をご覧ください。→

5 <年金の種類>

- ① 確定年金
…年金支払期間:5・10・15・20年間のいずれか
- ② 保証期間付終身年金
…保証期間:10年間

*2 一般勘定では、据置期間満了日における運用成果が、基本年金原資額の保証率に到達するよう、一定の利率で運用されます。据置期間中に解約・減額された場合(いいます)を基準として所定の市場価格調整を行い算出された基本払いもどし金額と、特別勘定の積立金額の合計額となります。くわしくは、P15「解約・減額について」をご覧ください。
※日経平均株価の上昇率によっては、株価指数連動追加年金原資がない場合があります。くわしくは、P7「株価指数連動追加年金原資額の決定方法」をご覧ください。
※この保険は米ドル建てですので、外国為替相場の変動による影響を受けます。くわしくは、P11「為替リスクについて」をご覧ください。

ポイント

2 日経平均株価の上昇率に連動した年金受取額の上乗せが期待できます。

日経平均株価の上昇率に応じて上乗せされる米ドル建ての株価指数連動追加年金原資額により、年金受取額が増える可能性を追求できます(株価指数連動追加年金のお支払いのための資産は、特別勘定にて運用されます)。

株価指数連動追加年金原資額の決定方法

株価指数連動追加年金原資額は、下記の計算方法により決定されます。

株価指数連動追加年金原資額

$$= \text{① 基本保険金額} \times \text{② 連動率A} \times \text{③ 計算対象期間中に到達した最も高いステップアップ水準値、または据置期間満了日における日経平均株価の上昇率の、いずれか高い数値}$$

※計算過程においては、アクサ生命が定める方法により、端数処理を行います。

- ① 基本保険金額は、ご契約者のお申し出により、お申込時に定まります。お払い込みいただく一時払保険料は基本保険金額と同額となります。
※基本保険金額を減額された場合は、減額後の基本保険金額を適用いたします。
- ② 連動率Aとは、株価指数連動追加年金原資額を計算する際に、日経平均株価の上昇率に応じた金額が基本保険金額に対してどの程度連動するかを表した比率をいいます。連動率Aは保険料領収日の属する月の翌月15日(その日が休業日にあたる場合は、翌営業日)に決定します。連動率Aは申込日時点では判明しておりません。あらかじめご了承の上ご契約ください。
- ③ 計算対象期間中(計算開始日(保険料領収日の属する月の翌月20日)から据置期間満了日まで)に到達した最も高いステップアップ水準値(*1)、または据置期間満了日における日経平均株価の上昇率(*2)の、いずれか高い数値となります。一度到達したステップアップ水準値は、その後日経平均株価の上昇率が下落した場合でも、株価指数連動追加年金原資額の計算に使用する数値として確保されます。(イメージ図①ご参照)
*1 ステップアップ水準値は、日経平均株価の上昇率40%・80%・120%の3段階が設定されています。
*2 日経平均株価の上昇率とは、計算開始日における日経平均株価の終値と、計算対象期間中の各日における日経平均株価の終値とを比較した数値のことであり、計算対象期間中、毎日計算します(0.1%単位とし、端数は切り捨てとします)。なお、計算開始日などが東京証券取引所の休業日にあたる場合は、前営業日における日経平均株価の終値を用いて計算します。
※契約日から計算開始日(保険料領収日の属する月の翌月20日)の前日までの期間は計算対象期間に含まれませんので、この期間の日経平均株価の動向は、株価指数連動追加年金原資額の計算に反映されません。

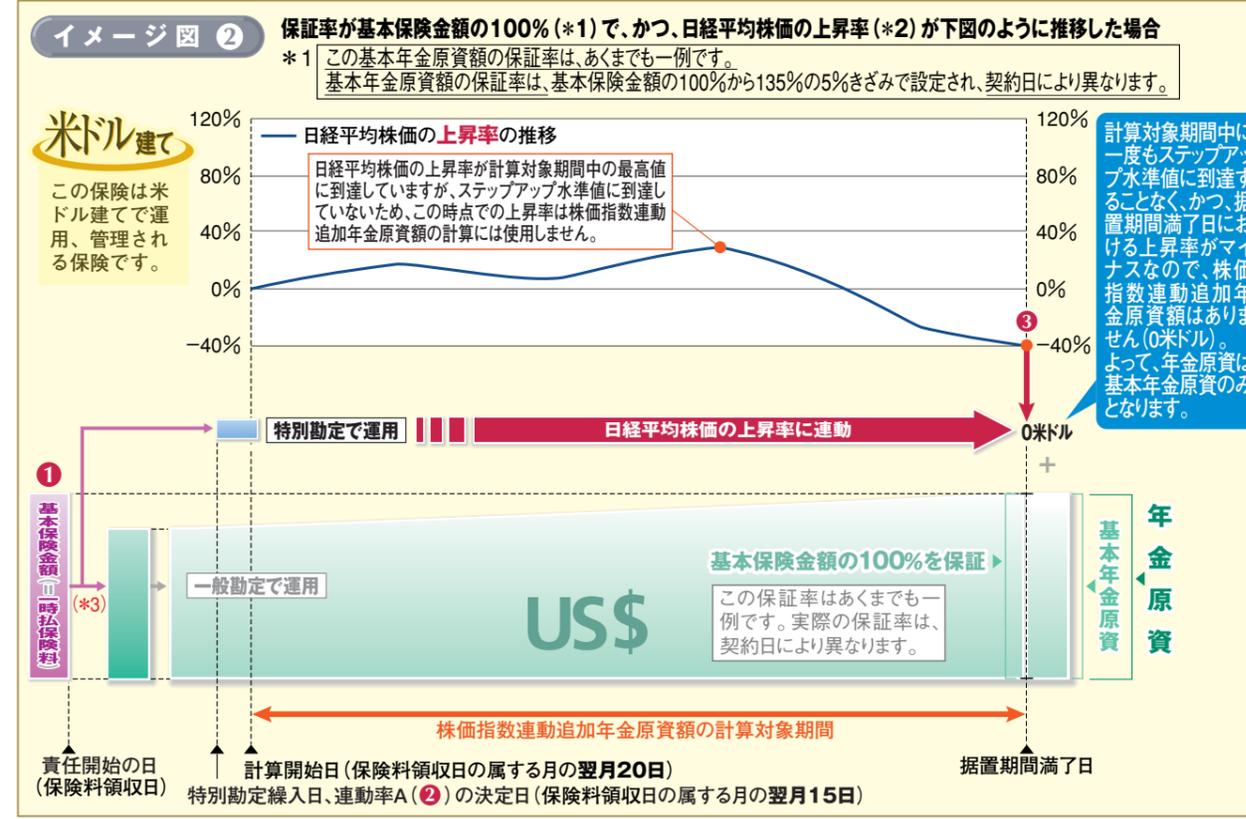
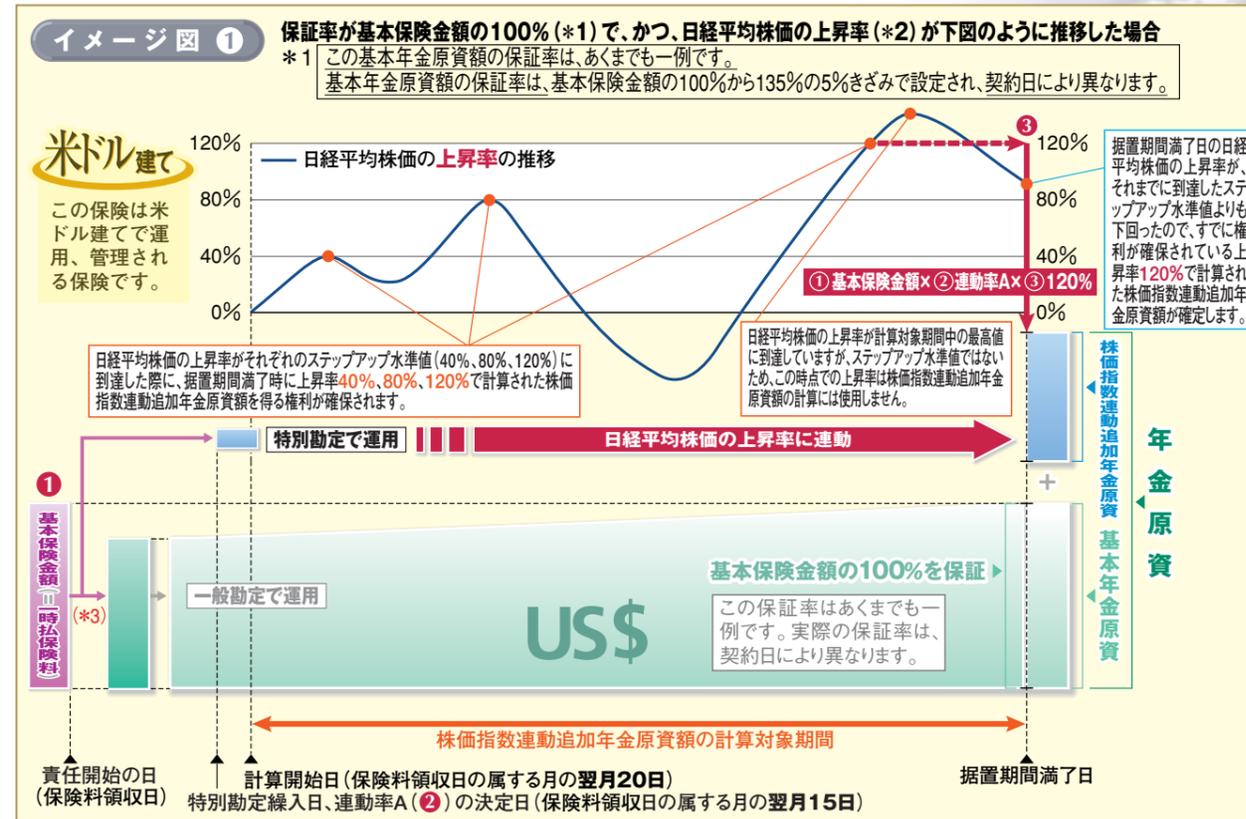
※日経平均株価の上昇率が、計算対象期間中に一度もステップアップ水準値(40%・80%・120%)に到達することなく、かつ、据置期間満了日における日経平均株価の上昇率がゼロかマイナスであった場合には、株価指数連動追加年金原資額はありま
せん(0米ドル)。(イメージ図②ご参照)

※連動率Aおよび、日経平均株価の上昇率を算出する際に基準となる計算開始日における日経平均株価の終値は、申込日以降に決定されるため、申込日時点では判明しておりません。申込日時点で公表されている連動率Aおよび日経平均株価の水準と、実際のご契約に適用される連動率Aおよび計算開始日における日経平均株価の終値とは異なりますので、ご契約の際にはあらかじめご了承ください。

日経平均株価とは

「日経平均株価(日経平均)」は、東京証券取引所第1部上場銘柄の225銘柄を対象とした株価平均指数で、日本の株式市場の動きを表す代表的な指標です。

※「日経平均株価(日経平均)」は、株式会社日本経済新聞社によって独自に開発された手法によって算出される著作物です。「日経平均」に関する著作権ならびに「日経」および「日経平均」を示す標章に関する商標権その他の知的財産権は、全て株式会社日本経済新聞社に帰属します。
※株式会社日本経済新聞社は、「日経平均」の構成銘柄、計算方法、その他「日経平均」の内容を変える権利および公表を停止する権利を有しています。
※この保険について、株式会社日本経済新聞社は一切の責任を負いません。



- *2 日経平均株価の上昇率とは、計算開始日における日経平均株価の終値と、各日における日経平均株価の終値とを比較した数値のことです。くわしくは、P7「株価指数連動追加年金原資額の決定方法」をご覧ください。
- *3 一般勘定より、初期費用が差し引かれます。
- ※上記のイメージ図は、日経平均株価の上昇率が上図のように推移した場合のイメージを表しており、将来の日経平均株価の推移を保証・予測するものではありません。
- ※据置期間中に解約・減額された場合や被保険者がお亡くなりになられた場合には、特別勘定の積立金額をお受け取りいただきますが、その場合の特別勘定の積立金額は、ステップアップ水準値により計算される株価指数連動追加年金原資額を得る権利が確保されている場合でも、その株価指数連動追加年金原資額とは異なる額となります。
- ※この保険は米ドル建てですので、外国為替相場の変動による影響を受けます。くわしくは、P11「為替リスクについて」をご覧ください。

ポイント

3 万が一被保険者がお亡くなりになられた場合の保障は、アクサ生命がいたします。

年金支払開始日前に被保険者がお亡くなりになられた場合

■下記の給付金などを、死亡給付金受取人に米ドル建てで(*)一時金でお受け取りいただきます。

<据置期間中にお亡くなりになられた場合>

●被保険者が据置期間中にお亡くなりになられた場合には、下記(1)と(2)の合計額を、お受け取りいただきます。

(1) 死亡給付金 + (2) 特別勘定の積立金額

●基本保険金額(一時払保険料相当額)を、アクサ生命が最低保証いたします。

<据置期間中に所定の不慮の事故または所定の感染症によりお亡くなりになられた場合>

●被保険者が据置期間中に、所定の不慮の事故によりその事故の日から180日以内にお亡くなりになられた場合または、所定の感染症(*)によりお亡くなりになられた場合には、下記(1)と(2)と(3)の合計額を、お受け取りいただきます。

(1) 死亡給付金 + (2) 特別勘定の積立金額 + (3) 災害死亡給付金

* 所定の感染症についてくわしくは、「重要事項説明書/ご契約のしおり・約款」をご覧ください。

●基本保険金額(一時払保険料相当額)の150%を、アクサ生命が最低保証いたします。

(1) 死亡給付金	以下の3つの金額のうちいずれか大きい金額が、死亡給付金となります。 ①基本保険金額(一時払保険料相当額) ②被保険者がお亡くなりになられた日における市場価格調整前金額(*1) *1 一般勘定の積立金相当額です。くわしくは、P15「解約・減額について」をご覧ください。 ③被保険者がお亡くなりになられた日における基本払いもどし金額(*2) *2 一般勘定の積立金相当額(市場価格調整前金額)を基準として、所定の市場価格調整を行った後の金額です。くわしくは、P15「解約・減額について」をご覧ください。
(2) 特別勘定の積立金額	被保険者がお亡くなりになられた日における特別勘定の積立金額です。 なお、特別勘定繰入日(保険料領収日の属する月の翌月15日(その日が休業日にあたる場合は、翌営業日))より前に被保険者がお亡くなりになられた場合には、特別勘定に繰り入れるべき金額となります。 ※日経平均株価などの諸要因によっては、特別勘定の積立金額がゼロとなる場合があります。くわしくは、P13~14「資産の運用について」をご覧ください。
(3) 災害死亡給付金	基本保険金額(一時払保険料相当額)の50%が、災害死亡給付金となります。

※被保険者が繰延べ期間中にお亡くなりになられた場合には、年金原資額を基にアクサ生命が定める積立利率により計算された金額を、死亡給付金としてお受け取りいただきます(災害死亡給付金はお受け取りにはなりません)。なお、繰延べ期間とは、ご契約時に決定する年金支払開始日(据置期間満了日の翌日)から繰延べの際にご指定いただいた年金支払開始日の前日(繰延べ期間満了日)までの期間を指します。くわしくは、P11「年金支払開始日の繰延べ」をご覧ください。
※被保険者が責任開始の日(保険料領収日)から契約日(保険料領収日の属する月の翌月1日)の前日までの間にお亡くなりになられた場合には、責任開始の日を契約日とみなして取り扱います。

「年金払特約」を付加されることにより、上記の給付金などの全額または一部を、一時金の代わりに年金としてお受け取りいただくことも可能です。

●年金受取方法の種類は、20年確定年金のみとなります。

この特約の年金支払開始日より20年間、毎年同額の年金を、死亡給付金受取人にお受け取りいただきます。

●この特約は円建てのみのお取り扱いとなりますので、米ドル建ての死亡給付金額、災害死亡給付金額および、特別勘定の積立金額を下記の基準にて円に換算した額を基に、年金額を決定いたします。

死亡給付金額、災害死亡給付金額、特別勘定の積立金額	円に換算する日	換算レート
	死亡給付金、災害死亡給付金の請求書類をアクサ生命が受け付けた日の翌営業日	円出金用レート(*)
* TTBLレート(アクサ生命が定める金融機関が公示する対顧客電信買相場(1日のうちに公示の変更があった場合には、その日の最初の公示値))を下回らない範囲内でアクサ生命が決定いたします。		

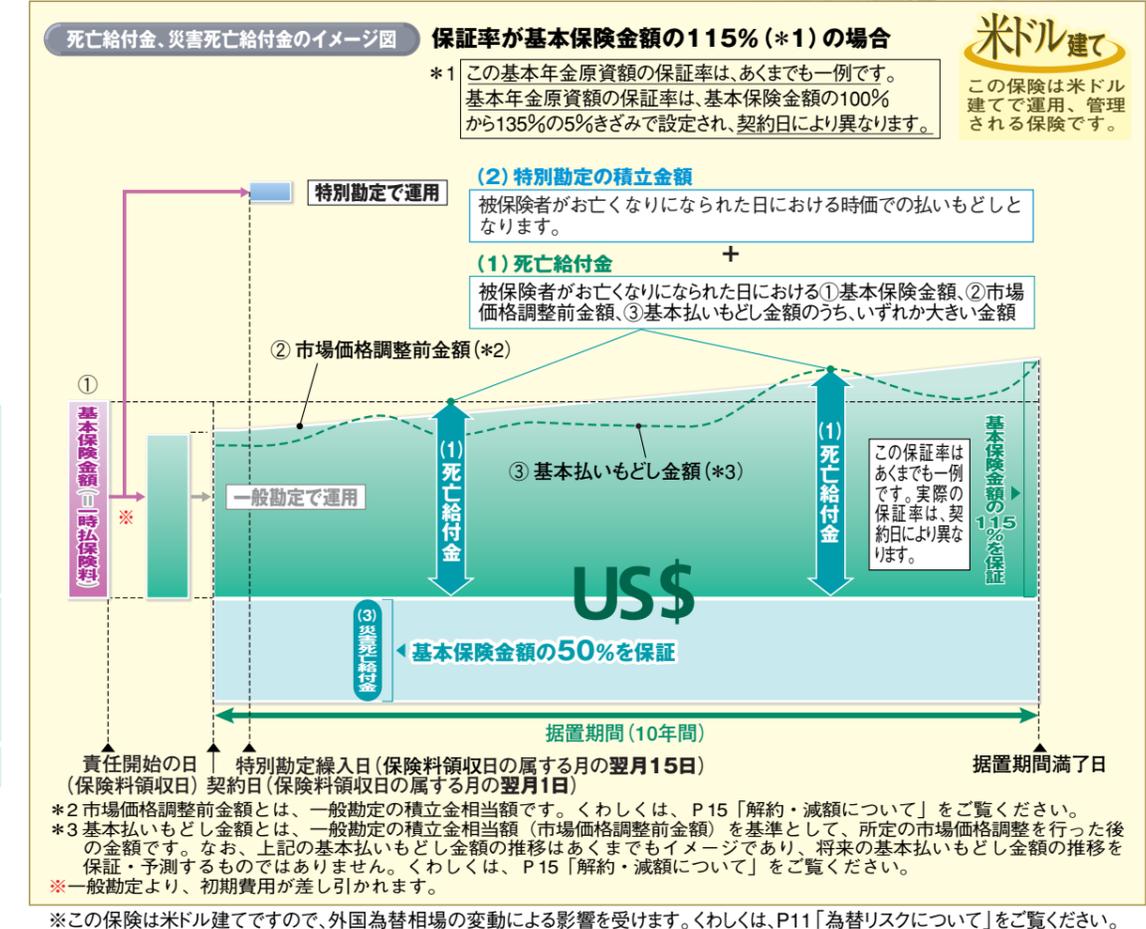
※基本保険金額が20,000米ドル未満となる場合、年金払いのお取り扱いはできません。
※年金額が10万円未満となる場合には、年金払いのお取り扱いはできません。一時金にてお受け取りいただきます。
※年金額の上限は3,000万円(アクサ生命を引受保険会社とする他の保険商品に付加した年金払特約や他の年金商品などと通算した額です)とします。3,000万円を超える場合は3,000万円とし、同年金受取に必要な部分を除いた年金原資は、将来の年金受取に代えて、この特約の第1回年金受取時に死亡給付金受取人に一時金としてお受け取りいただきます。

年金支払開始日以後に被保険者がお亡くなりになられた場合

■下記の給付金を、米ドル建てで(*)一時金としてお受け取りいただきます。

死亡一時金	<h3><確定年金の場合></h3> 被保険者が年金支払期間中にお亡くなりになられた場合には、未払年金の現価を、お受け取りいただきます。死亡一時金のお受け取りに代えて、残存年金支払期間中、継続して年金としてお受け取りいただくことも可能です。	<h3><10年保証期間付終身年金の場合></h3> 被保険者が10年間の保証期間中にお亡くなりになられた場合には、残存保証期間中の未払年金の現価を、お受け取りいただきます。死亡一時金のお受け取りに代えて、残存保証期間中、継続して年金としてお受け取りいただくことも可能です。
-------	--	---

* 「円支払特約」をお申し込みいただくことにより、上記の給付金などを円でお受け取りいただくことも可能です。この場合、上記の給付金などの受取時の外国為替相場によって円に換算した上記の給付金などの額が、ご契約時の外国為替相場によって円に換算した上記の給付金などの額を下回る場合があります。また、受取時の外国為替相場によって円に換算した上記の給付金などの額が、払込時の外国為替相場によって円に換算した一時払保険料相当額を下回る場合があります。くわしくは、P11「為替リスクについて」をご覧ください。



米ドル建て
この保険は米ドル建てで運用、管理される保険です。

ポイント

4 「円支払特約」のお申し込みと年金支払開始日の繰延べにより、外国為替相場の変動に柔軟な対応ができます。

「円支払特約」

この保険は米ドル建てですが、「円支払特約」をお申し込みいただくことにより、年金などを円でお受け取りいただくことも可能です。

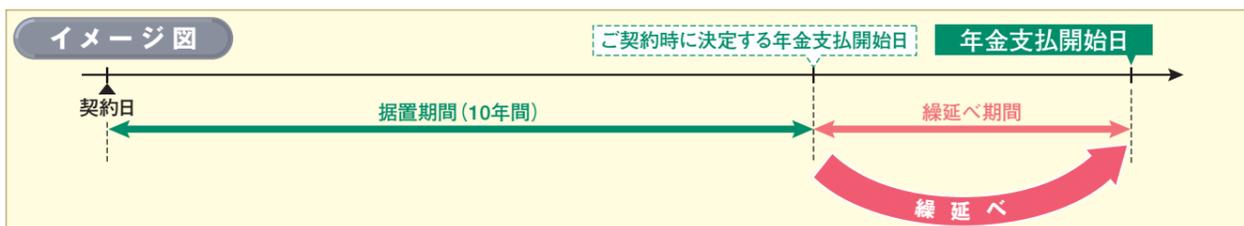
●米ドル建ての年金原資額などを下記の基準にて円に換算いたします。

	円に換算する日	換算レート
年金原資額(*1)	年金支払開始日(その日がアクサ生命が定める金融機関の休業日にあたる場合は、翌営業日)	円出金用レート(*2)
死亡給付金額、災害死亡給付金額、特別勘定の積立金額	死亡給付金、災害死亡給付金の請求書類をアクサ生命が受け付けた日の翌営業日	
払いもどし金額	払いもどし金の請求書類をアクサ生命が受け付けた日の翌営業日	

*1 ・お受け取りいただく年金の額は、年金原資額を円に換算した額を基に決定いたします。
 ・第1回目の年金を円でお受け取りいただいた場合には、第2回目以降の年金を米ドルでお受け取りいただくことはできません。
 *2 TTBLレート(アクサ生命が定める金融機関が公示する対顧客電信買相場(1日のうちに公示の変更があった場合には、その日の最初の公示値))を下回らない範囲内でアクサ生命が決定いたします。

年金支払開始日の繰延べ

年金支払開始日を繰延べることにより、ご契約時に決定する年金支払開始日を延期することも可能です。



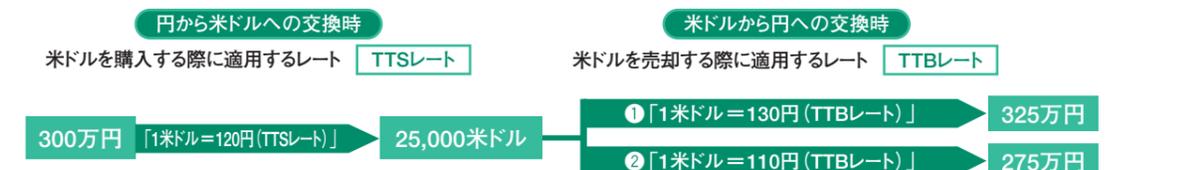
- ご契約時に決定する年金支払開始日(据置期間満了日の翌日)から繰延べの際にご指定いただいた年金支払開始日の前日(繰延べ期間満了日)までの期間のことを繰延べ期間といいます。
 - ・繰延べ期間は、「日」単位で繰り延べる場合は、**最長1年間**とします。この場合、繰延べ期間中はいつでも、アクサ生命へのお申し出により年金のお受け取りを開始することが可能です(繰延べは1回限りで、再度延期することはできません)。
 - ・繰延べ期間は、「年」単位で繰り延べる場合は、**最長10年間**とします。この場合、繰延べ期間中の年単位の契約当日であれば、アクサ生命へのお申し出により年金のお受け取りを開始することが可能です(繰延べは1回限りで、再度延期することはできません)。
 - ・年金のお受け取りを開始する日における被保険者の年齢は、**90歳以下**とします。
- 繰延べの際は、繰延べ開始時におけるアクサ生命が定めた積立利率が適用されます(積立利率は金利情勢などの要因により、繰延べ期間中に変動することがあります)。
- 繰延べ期間中に被保険者がお亡くなりになられた場合には、年金原資額を基にアクサ生命が定める積立利率により計算された金額を、死亡給付金として死亡給付金受取人にお受け取りいただけます(災害死亡給付金はお受け取りにはなりません)。

為替リスクについて

この保険は米ドル建てですので、外国為替相場の変動による影響を受けます。

- 1 年金や給付金などの受取時の外国為替相場によって円に換算した年金や給付金などの額が、ご契約時の外国為替相場によって円に換算した年金や給付金などの額を下回る場合があります。
- 2 受取時の外国為替相場によって円に換算した年金受取総額などが、払込時の外国為替相場によって円に換算した一時払保険料相当額を下回る場合があります。

《例》300万円を「1米ドル=120円(TTSレート)」の時に米ドルに交換し、
 ①「1米ドル=130円(TTBレート)」の時
 ②「1米ドル=110円(TTBレート)」の時
 に再び円に交換した場合



※円によるお払い込み、お受け取りの場合には、外国為替相場に変動がない場合でも、換算相場の差(TTSレート - TTBLレート)だけご負担が生じますので、お受け取り円貨額がお払い込み円貨額を下回る場合があります。

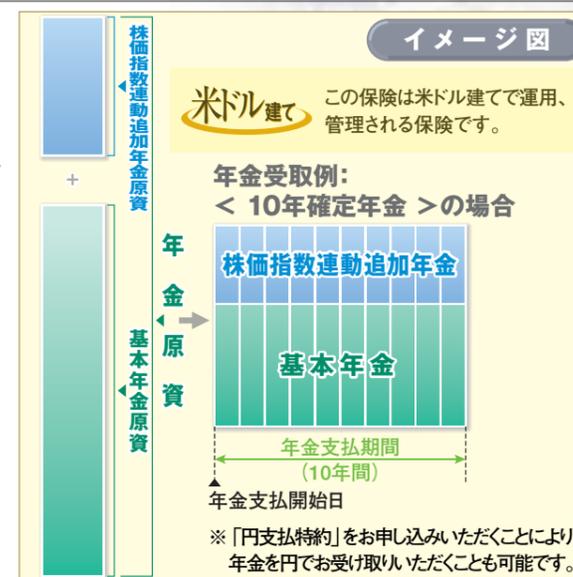
ポイント

5 年金受取方法をお選びいただけます。

年金のお受け取りは、一定期間お受け取りいただく<確定年金>、一生涯お受け取りいただく<10年保証期間付終身年金>のいずれかの受取方法からお選びいただけます。

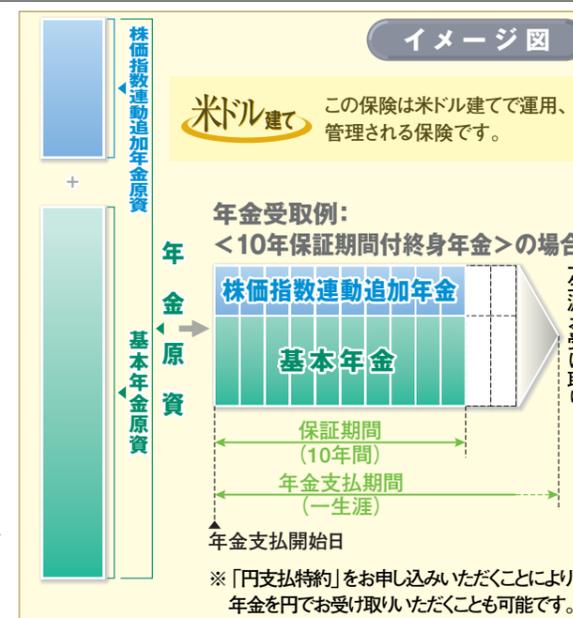
<確定年金>として一定期間お受け取りいただくこともできます。

- 年金支払期間は5・10・15・20年間です。
- お受け取りいただく年金の額は、年金原資額を基に、アクサ生命が定める年金支払開始日における予定利率(契約日ごとに適用となる据置期間中の予定利率とは異なります)などを用いて計算した金額となります。
- 年金支払開始日以後、毎年同額の年金を、年金受取人に米ドル建てでお受け取りいただけます(年金支払開始日前であれば、ご契約時に定めた年金支払期間を変更することも可能です)。
 - ※一括受取に変更することも可能です。お受け取りいただく金額は、未払年金の現価となります。
 - ※年1回のお受け取りの他に、年2回、4回、6回に分割してお受け取りを選択することが可能です(毎回お受け取りいただく額が1,000米ドル未満となる場合には、分割することはできません)。
- 年金支払期間中に被保険者がお亡くなりになられた場合には、未払年金の現価を死亡一時金として米ドル建てでお受け取りいただけます。死亡一時金のお受け取りに代えて、残存年金支払期間中、継続して年金としてお受け取りいただくことも可能です。



<終身年金>として一生涯お受け取りいただくこともできます。

- 保証期間は10年間です。
- お受け取りいただく年金の額は、年金原資額を基に、アクサ生命が定める年金支払開始日における予定利率(契約日ごとに適用となる据置期間中の予定利率とは異なります)などを用いて計算した金額となります。
- 年金支払開始日以後、被保険者が生存されている限り、毎年同額の年金を、年金受取人に米ドル建てでお受け取りいただけます。
 - ※保証期間中であれば、一括受取に変更することも可能です。お受け取りいただく金額は、残存保証期間中の未払年金の現価となり、年金原資額を下回ります(保証期間経過後の年金支払日に被保険者が生存されている場合には、年金をお受け取りいただけます)。
 - ※年1回のお受け取りの他に、年2回、4回、6回に分割してお受け取りを選択することが可能です(毎回お受け取りいただく額が1,000米ドル未満となる場合には、分割することはできません)。
- 10年間の保証期間中に被保険者がお亡くなりになられた場合には、残存保証期間中の未払年金の現価を死亡一時金として米ドル建てでお受け取りいただけます。死亡一時金のお受け取りに代えて、残存保証期間中、継続して年金としてお受け取りいただくことも可能です。
 - ※被保険者が保証期間中にお亡くなりになられた場合には、年金受取総額および死亡一時金の額の合計額が年金原資額を下回ります。また、保証期間経過後にお亡くなりになられた場合には、その時期により、年金受取総額が年金原資額を下回ることがあります。



※年金額が1,000米ドル未満となる場合には、年金のお支払いは行わず、年金原資額を一時金にてご契約者にお受け取りいただけますので、保険設計書に記載の年金年額試算例をご参考のうえお申し込みください。
 ※年金額の上限は3,000万円(この保険の既契約やアクサ生命を引受保険会社とする他の年金商品などと通算し、年金支払開始日(その日がアクサ生命が定める金融機関の休業日にあたる場合は、翌営業日)におけるTTMLレート(三菱東京UFJ銀行第一次公表相場TTSとTTBの平均値)で円に換算した額です)とします。3,000万円を超える場合は3,000万円とし、同年金受取に必要な部分を除いた年金原資は、将来の年金受取に代えて、この年金保険の第1回年金受取時にご契約者に一時金としてお受け取りいただけます。
 ※日経平均株価の上昇率によっては、株価指数連動追加年金がない場合があります。この場合、年金として、基本年金のみのお受け取りとなります。
 ※<確定年金>をご選択された場合、年金支払開始日前であれば、アクサ生命が定める範囲内で、<10年保証期間付終身年金>に受取方法をご変更いただくことも可能です。また、<10年保証期間付終身年金>をご選択された場合、年金支払開始日前であれば、アクサ生命が定める範囲内で、<確定年金>に受取方法をご変更いただくことも可能です。
 ※「円支払特約」をお申し込みいただくことにより、年金を円でお受け取りいただくことも可能です。この場合、受取時の外国為替相場によって円に換算した年金受取総額が、払込時の外国為替相場によって円に換算した一時払保険料相当額を下回る場合があります。くわしくは、P11「為替リスクについて」をご覧ください。

資産の運用について

① 一般勘定の資産

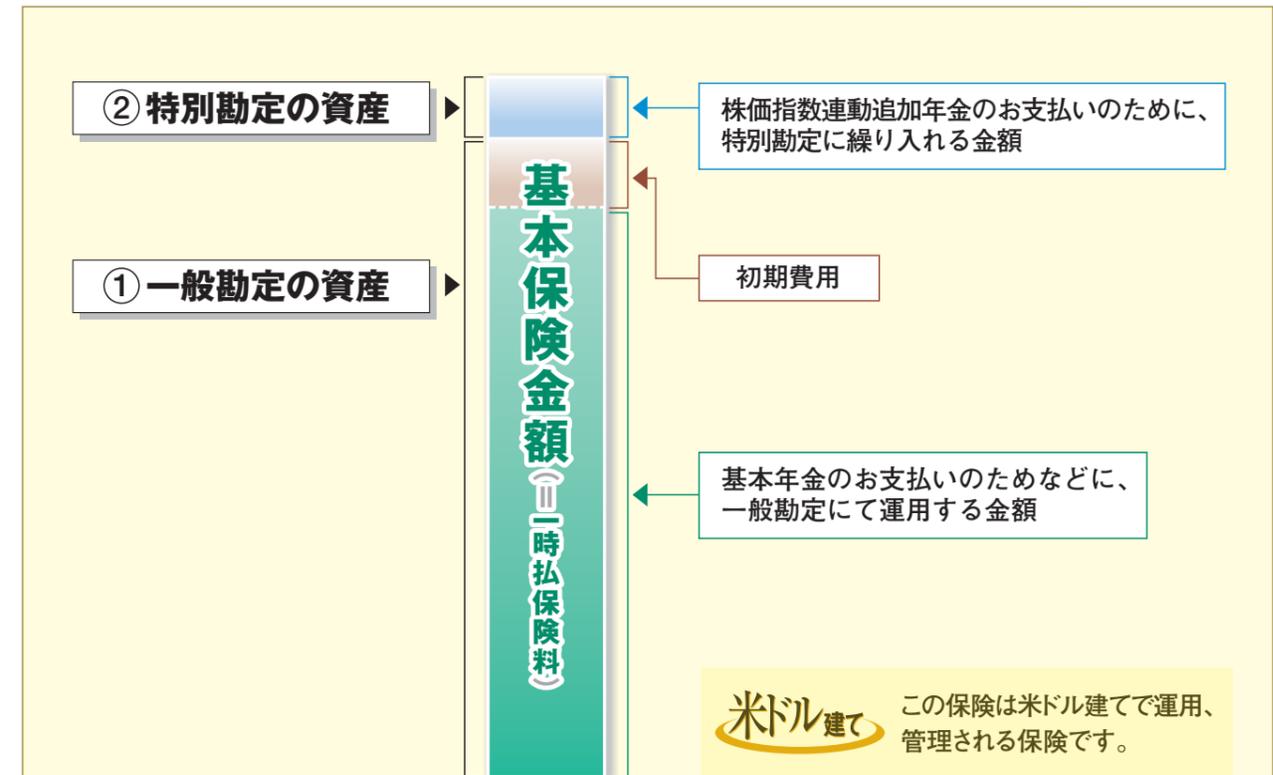
●この保険の基本年金のお支払いのための資産は、一般勘定で運用します。一般勘定への繰入割合は、基本年金原資額の保証率に応じて決定します。(右記[表1])
 一般勘定の資産は、据置期間満了日の運用成果が、基本年金原資額の保証率に到達するように、一定の利率で運用されます。

- ◇一般勘定の資産から、運用の開始にあたり初期費用が控除されます。
- ◇据置期間中に解約・減額された場合には、所定の市場価格調整を行い算出された基本払いもどし金額を、特別勘定の積立金額とともにお受け取りいただきます。
 ※据置期間中に解約・減額された場合の最大損失額は確定しておりません。ご契約の際にはあらかじめご了承ください。

② 特別勘定の資産

●この保険の株価指数連動追加年金のお支払いのための資産は、特別勘定で運用します。特別勘定への繰入割合は、基本年金原資額の保証率に応じて決定します。(右記[表1])
 特別勘定の資産は、据置期間満了日の運用成果が、日経平均株価の所定の上昇率に所定の割合で連動するように、運用されます。

- ◇特別勘定は、契約日を同一とするご契約ごとに設定いたします。
 - ◇この特別勘定の資産の運用は、日経平均株価の上昇率に連動した株価指数連動追加年金原資額を確保することを目的とし、アクサ生命が行います。お客さま(ご契約者)は一切の指図を行うことはできません。
 - ◇特別勘定繰入日(保険料領収日の属する月の翌月15日(その日が休業日にあたる場合は、翌営業日))に、一時払保険料のうち右記[表1]に定める一定割合の金額を特別勘定に繰り入れ、取引会社(証券会社など)との間で行う「エクイティ・インデックス・スワップ取引」により運用いたします。くわしくは、「特別勘定のしおり」をご覧ください。
 - ◇アクサ生命が選定した「エクイティ・インデックス・スワップ取引」を行う会社が経営破綻に陥ったなどの理由で運用が継続できなくなった場合には、他の取引会社との間で新たに同等の契約を締結するなどの手段により、以後の特別勘定資産の運用をアクサ生命が保証いたします。
 - ◇特別勘定資産は、毎日時価評価されます。
 特別勘定資産のうち、個々のご契約に関わる部分を積立金といいます。この積立金の額は、特別勘定資産の運用実績により変動します。据置期間満了時における積立金の額が、株価指数連動追加年金原資額となります。
 - ◇据置期間中に解約・減額された場合には、特別勘定の積立金額(特別勘定資産のうち個々のご契約に関わる部分の時価評価額)を、基本払いもどし金額とともにお受け取りいただきます。
 ※据置期間中に解約・減額された場合の最大損失額は確定しておりません。ご契約の際にはあらかじめご了承ください。
 - ◇特別勘定資産の運用は、生命保険会社の運用に関する法令・諸規定に従って行います。法令などの改正により運用制限に変更があった場合には、変更後の運用方針に従って特別勘定資産の運用を行います。
 - ◇特別勘定資産の運用は一定の収益も期待できますが、一方で、日経平均株価の動向によっては、株価指数連動追加年金原資額が特別勘定資産に繰り入れた金額を下回る場合、または全くない場合があります。
 - ◇特別勘定資産の運用結果は株価指数連動追加年金原資額に直接反映されることから、資産運用の成果と投資リスクはともにお客さま(ご契約者)に帰属することとなります。
 株価指数連動追加年金原資額がお客さま(ご契約者)の期待どおりでなかった場合や為替リスクが発生した場合でも、アクサ生命、アクサ生命の募集代理店などがお客さま(ご契約者)に何らかの補償・補填をすることはありません。
- ※繰延べ期間中および、年金支払開始日以後は、特別勘定による運用はいたしません。
 ※特別勘定についてくわしくは、「特別勘定のしおり」をご覧ください。



〔表1〕 一時払保険料の繰入割合

基本年金原資額の保証率	一時払保険料の繰入割合		
	①一般勘定 (うち、初期費用)	②特別勘定	合計
基本保険金額の 135%	86.801% (9.900%)	13.199%	100%
基本保険金額の 130%	87.566% (9.900%)	12.434%	100%
基本保険金額の 125%	88.607% (9.900%)	11.393%	100%
基本保険金額の 120%	89.564% (9.900%)	10.436%	100%
基本保険金額の 115%	90.508% (9.900%)	9.492%	100%
基本保険金額の 110%	90.385% (9.900%)	9.615%	100%
基本保険金額の 105%	90.591% (9.900%)	9.409%	100%
基本保険金額の 100%	91.124% (9.900%)	8.876%	100%

解約・減額について

解約

●年金支払開始日前に限り、解約をお取り扱いいたします。

○やむを得ずご契約を解約される場合には、払いもどし金を米ドル建てでお受け取りいただけます。

※「円支払特約」をお申し込みいただくことにより、円でお受け取りいただくことも可能です。この場合、払いもどし金の受取時の外国為替相場によって円に換算した払いもどし金額が、ご契約時の外国為替相場によって円に換算した払いもどし金額を下回る場合があります。また、受取時の外国為替相場によって円に換算した払いもどし金額が、払込時の外国為替相場によって円に換算した一時払保険料相当額を下回る場合があります。くわしくは、P11「為替リスクについて」をご覧ください。

○解約請求書類をアクサ生命が受け付けた日を解約日とします。

<据置期間中のお取り扱い>

据置期間中に解約された場合の払いもどし金額は、所定の市場価格調整を行い算出された基本払いもどし金額と、特別勘定の積立金額の合計額となります。

据置期間中の払いもどし金額は、所定の市場金利および、特別勘定資産の運用実績により増減します。また、ご契約の経過年月数にかかわらず、お払い込みいただいた一時払保険料相当額を下回る場合があります。

※据置期間中に解約された場合の最大損失額は確定していません。基本払いもどし金額は一般勘定にて運用する金額を大きく下回る場合があります。特別勘定についても繰り入れた金額がなくなることがありますので、ご契約の際にはあらかじめご了承ください。

払いもどし金額

$$= \text{① 基本払いもどし金額} + \text{② 特別勘定の積立金額}$$

① 基本払いもどし金額は、下記のように計算した市場価格調整後の金額となります（市場金利に連動した市場価格調整が行われます）。

基本払いもどし金額

$$= \text{市場価格調整前金額}(*1) \times \left\{ 1 - \left[1 - \frac{1 + \text{適用されている予定利率}(*2)}{1 + \text{解約日に適用される市場金利}(*3) + 0.5\%} \right]^{\frac{\text{据置期間の残存月数}}{12}} \right\}$$

市場価格調整率

*1 市場価格調整前金額とは、一般勘定の積立金相当額のことをいいます。基本払いもどし金額の計算にあたっては、解約日の金額を用います。
*2 適用されている予定利率とは、アクサ生命が指標として指定する10年米国債の利回りに基づき毎月決定する予定利率のうち、契約日ごとに適用されている予定利率のことをいいます。
*3 解約日に適用される市場金利とは、据置期間の残存月数に基づいて適用される、アクサ生命が指標として指定する米国債の利回りのことをいいます。

※市場価格調整率には制限がありません。
※端数処理は、アクサ生命が定める方法により行います。
※基本払いもどし金額の計算方法についてくわしくは、「重要事項説明書／ご契約のしおり・約款」をご覧ください。

② 特別勘定の積立金額は、解約日の翌営業日の積立金相当額となります。なお、解約日が特別勘定繰入日（保険料領収日の属する月の翌月15日（その日が休業日にあたる場合は、翌営業日））より前の場合は、特別勘定に繰り入れるべき金額となります。
※日経平均株価などの諸要因によっては、特別勘定の積立金額がゼロとなる場合があります。くわしくは、P13～14「資産の運用について」をご覧ください。

※死亡給付金をお受け取りになる場合には、被保険者がお亡くなりになられた日を基準として、市場価格調整前金額、基本払いもどし金額および、特別勘定の積立金額を決定いたします。

<繰延べ期間中のお取り扱い>

繰延べ期間中に解約された場合の払いもどし金額は、年金原資額を基にアクサ生命が定める積立利率により計算された金額となります。

基本保険金額の減額

●年金支払開始日前に限り、基本保険金額の減額をお取り扱いいたします。

○基本保険金額を減額される場合には、減額後の基本保険金額を米ドル建てでご指定いただけます（お受け取り額をご指定いただくことはできません）。

○基本保険金額を減額される場合には、減額後の基本保険金額の、減額前の基本保険金額に対する割合と同一の割合に、基本年金原資額、特別勘定の積立金額および、減額日時点で確保されている株価指数連動追加年金原資額も減額されます。

○基本保険金額の減額部分は解約したものと扱われ、お受取額は一般勘定と特別勘定のそれぞれについて金額を算出し、その合計額となります。一般勘定については、減額日（減額請求書類をアクサ生命が受け付けた日）の減額部分の基本保険金額に対する割合で計算された基本払いもどし金額となり、特別勘定についても同一の割合で計算された減額日の翌営業日の積立金相当額となります。

※減額のお取り扱いには、減額後の基本保険金額**5,000米ドル**が限度となります。

ご契約後の情報提供とサービスについて

ご契約内容、その時点で確保されている株価指数連動追加年金原資額、払いもどし金額、年金などを円でお受け取りいただく際に使用する円換算レート（円出金用レート）などについては、下記の方法によりご確認ください。

<アクサ生命からの情報提供>

✉ 郵送で…

通知名	通知時期	内 容
保険証券	保険料領収日以降	・据置期間中の予定利率 ・基本年金原資額の保証率 ・基本年金原資額 ・市場価格調整前金額 など
連動率・計算開始日における株価指数のお知らせ	保険料領収日の属する月の翌月20日以降	・連動率Aの数値 ・計算開始日における日経平均株価の数値 など
ご契約内容のお知らせ	年1回	・毎年の契約応当日現在で確保されている株価指数連動追加年金原資額 ・毎年の契約応当日現在の払いもどし金額（基本払いもどし金額および特別勘定の積立金額） など
特別勘定の現況	年1回	・特別勘定の運用状況 など

<アクサ生命のサービス>

☎ 電話で…

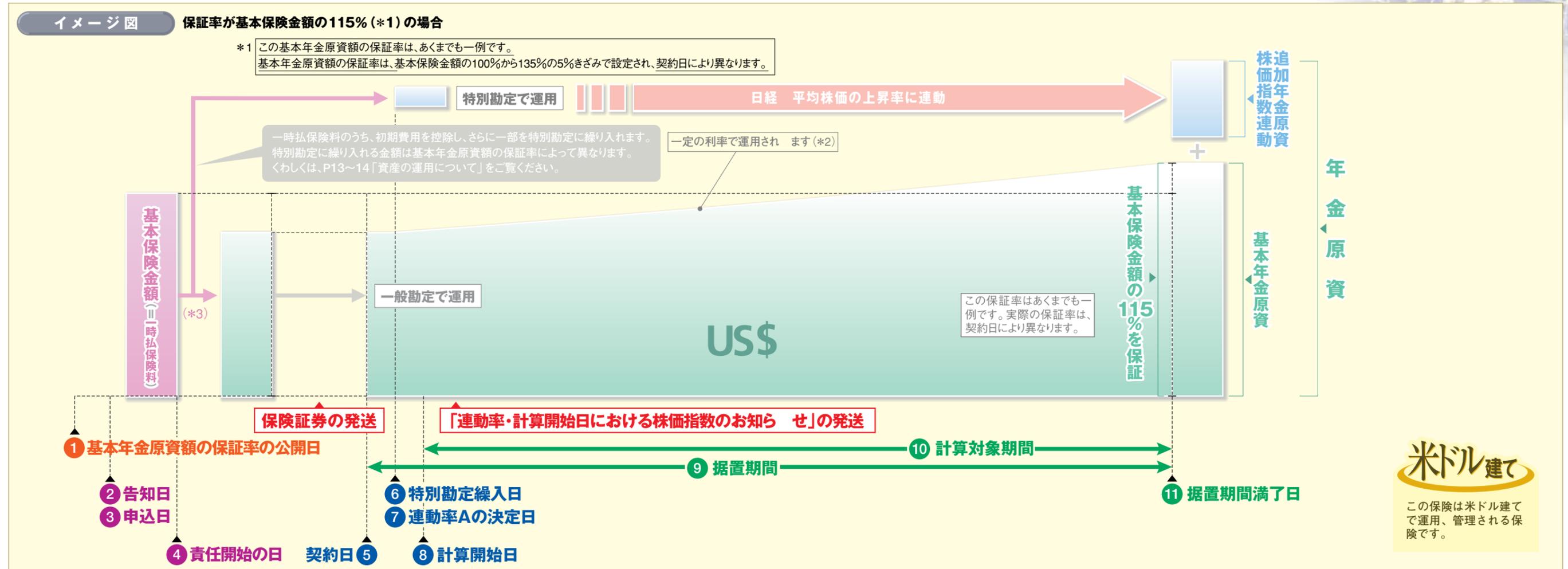
お問い合わせ先	受付時間	内 容
カスタマーサービスセンター TEL 0120-153-193	月～金曜日 9時～17時 （祝日および12月31日～1月3日は休業とさせていただきます）	・お問い合わせ時点で確保されている株価指数連動追加年金原資額 ・払いもどし金額（基本払いもどし金額および特別勘定の積立金額） ・年金などを円でお受け取りいただく際に使用する円換算レート（円出金用レート） など

🌐 インターネットで…

URL	情報更新時期	内 容
http://www.axa.co.jp/tripletplus/	毎月の最終営業日	・基本年金原資額の保証率
	毎営業日	・年金などを円でお受け取りいただく際に使用する円換算レート（円出金用レート）
	毎月の最終営業日	・基本年金原資額の保証率の過去実績 ・連動率Aの過去実績

ご契約の流れ

ご契約の流れは以下のようになりますので、ご確認ください。



*2 一般勘定では、据置期間満了日における運用成果が、基本年金原資額の保証率に到達するよう、一定の利率で運用されます。据置期間中に解約・減額された場合の特別勘定の積立金額の合計額となります。くわしくは、P15「解約・減額について」をご覧ください。

*3 一般勘定より、初期費用が差し引かれます。

※日経平均株価の上昇率によっては、株価指数連動追加年金原資がない場合があります。くわしくは、P7「株価指数連動追加年金原資の決定方法」をご覧ください。

※この保険は米ドル建てですので、外国為替相場の変動による影響を受けます。くわしくは、P11「為替リスクについて」をご覧ください。

※責任開始の日と契約日は異なります。

① 基本年金原資額の保証率の公開日	毎月最終営業日に、アクサ生命のホームページ上で、基本年金原資額の保証率が公開されます。その翌月にアクサ生命が一時払保険料相当額を領収したご契約に適用となります。
② 告知日	被保険者が告知をされた日
③ 申込日	ご契約者がご契約をお申し込みされた日
④ 責任開始の日	保険料領収日 ※アクサ生命が一時払保険料相当額を領収した日より、ご契約上の保障(責任)が開始されます。
⑤ 契約日	保険料領収日の属する月の翌月1日 ※この日を基準として、ご契約年齢や据置期間などを計算します。ご契約に際しては、契約日における被保険者の年齢(保険年齢)が80歳以下であることが必要となります。 ※この日より、一般勘定の資産の運用を開始します。なお、月末付近のお申し込みで、アクサ生命が一時払保険料相当額を領収した日が申込日(③)の翌月になった場合は、契約日が申込日(③)の属する月の翌々月1日となります。
⑥ 特別勘定繰入日	保険料領収日の属する月の翌月15日(その日が休業日にあたる場合は、翌営業日) ※株価指数連動追加年金原資を確保するために設定される特別勘定の資産を運用するための費用として、お払いいただいた一時払保険料のうち、所定の割合の金額を、この日に特別勘定に繰り入れます。所定の割合についてくわしくは、P13～14「資産の運用について」をご覧ください。
⑦ 連動率Aの決定日	保険料領収日の属する月の翌月15日(その日が休業日にあたる場合は、翌営業日) ※株価指数連動追加年金原資の計算に用いる連動率Aは、この日に決定します。
⑧ 計算開始日	保険料領収日の属する月の翌月20日 ※この日(この日が東京証券取引所の休業日にあたる場合は、前営業日)の日経平均株価の終値を基準として、株価指数連動追加年金原資の計算に用いる日経平均株価の上昇率を計算します。
⑨ 据置期間	契約日から据置期間満了日までの期間(10年間)
⑩ 計算対象期間	計算開始日から据置期間満了日までの期間
⑪ 据置期間満了日	契約日から10年後の契約応当日の前日

税務のお取り扱いについて

税務のお取り扱いについては、一般の円建ての生命保険と同様のお取り扱いとなります。

米ドル建ての年金額などが下記の基準にて円に換算されます。

	円に換算する日	換算レート
一時払保険料	保険料領収日	TTSレート(*1)
年金	年金支払日	TTBLレート(*2)
死亡給付金、災害死亡給付金、特別勘定の積立金額	被保険者の死亡日	
払いもどし金	解約日・減額日	

*1 TTSレート:所定の金融機関が公示する対顧客電信売相場
*2 TTBLレート:所定の金融機関が公示する対顧客電信買相場

なお、「円支払特約」をお申し込みいただく場合には、特約で定める換算基準日および換算レートに従って米ドルを円に換算した上で、それぞれの金銭の授受が行われますので、その円換算額が基準となります。

相続税法第12条「相続税の非課税財産」

他の生命保険金(被保険者がお亡くなりになられた場合にお受け取りになるものに限ります)と合算して、「500万円×法定相続人数」まで非課税扱いとなります。
(「法定相続人数」には、相続を放棄した人も含まれます)

相続税法第24条「定期金に関する権利の評価」

年金受給権は、受取年金の種類に応じて、以下のように評価されます。

●確定年金の場合

年金受給権取得時において、今後の残存期間に受けるべき年金総額に表Aの残存期間に応じた評価割合を乗じた金額となります。ただし、1年間に受けるべき金額の15倍を超える場合はその15倍の金額となります。

●保証期間付終身年金の場合

保証期間を確定年金期間として評価した金額(表Aにより算出)と終身年金としての評価額(表Bにより算出)のいずれか高い方の金額となります。

表A:確定年金の場合

残存年金支払期間	評価割合
5年以下	70%
5年超 10年以下	60%
10年超 15年以下	50%
15年超 25年以下	40%

※この商品でお取り扱いする期間のみを抜粋しております。

表B:終身年金の場合

被保険者の年齢	評価倍数
40歳超 50歳以下	6倍
50歳超 60歳以下	4倍
60歳超 70歳以下	2倍
70歳超	1倍

※この商品でお取り扱いする年齢のみを抜粋しております。

この保険は、一時払個人年金保険に準じた税務のお取り扱いとなります。

生命保険料控除について

一時払保険料 一般の生命保険料控除の対象となります(所得税と住民税が軽減されます)。

※年金受取人または死亡給付金受取人が、ご契約者本人またはその配偶者もしくはその他の親族の場合に適用されます。
※個人年金保険料控除の対象とはなりません。

解約差益の発生時にかかる税金について

年金の種類	このような場合	課税の種類
確定年金	ご契約後5年以内に解約された場合	20%源泉分離課税
	ご契約後5年経過後に解約された場合	所得税(一時所得)、住民税
保証期間付終身年金	解約された場合	所得税(一時所得)、住民税

年金のお受取時にかかる税金について

受取方法		課税の種類
年金受取の場合	ご契約者と年金受取人が同一人の場合	所得税(雑所得)、住民税
	ご契約者と年金受取人が異なる場合	贈与税(*1) 所得税(雑所得)、住民税
一括受取の場合	ご契約者と年金受取人が同一人の場合	所得税(*2)、住民税
	ご契約者と年金受取人が異なる場合	贈与税(*1) 所得税(*2)、住民税

*1 年金受取人が年金受取を開始する時点で、年金受給権が課税の対象となります。<相続税法第24条>

*2 確定年金の場合には一時所得、保証期間付終身年金の場合には雑所得となります。

死亡給付金、災害死亡給付金、および、特別勘定の積立金額のお受取時にかかる税金について

受取方法		課税の種類
一時金受取の場合	ご契約者と被保険者が同一人で、死亡給付金受取人が相続人の場合	相続税(*1)
	ご契約者と被保険者が同一人で、死亡給付金受取人が相続人以外の場合	相続税
	ご契約者と死亡給付金受取人が同一人の場合	所得税(一時所得)、住民税
	ご契約者と被保険者、死亡給付金受取人がそれぞれ異なる場合	贈与税
年金受取の場合 ※「年金払特約」を付加された 場合に限ります。	ご契約者と被保険者が同一人で、死亡給付金受取人が相続人の場合	相続税(*1)、(*2) 所得税(雑所得)、住民税
	ご契約者と被保険者が同一人で、死亡給付金受取人が相続人以外の場合	相続税(*2) 所得税(雑所得)、住民税
	ご契約者と死亡給付金受取人が同一人の場合	所得税(雑所得)、住民税
	ご契約者と被保険者、死亡給付金受取人がそれぞれ異なる場合	贈与税(*2) 所得税(雑所得)、住民税

*1 他の生命保険金(被保険者がお亡くなりになられた場合にお受け取りになるものに限ります)と合算して、「500万円×法定相続人数」まで非課税扱いとなります。「法定相続人数」には、相続を放棄した人も含まれます。<相続税法第12条>

*2 お支払事由が発生した時点で、年金受給権が課税の対象となります。<相続税法第24条>

なお、被保険者がお亡くなりになられた後に「年金払特約」を付加された場合には、相続税法第24条は適用されません。

※上記内容は、平成18年1月現在における税務取扱に基づいて作成しております。当税務取扱は将来変更になる可能性がありますのでご注意ください。なお、個別の税務取扱については、所轄の税務署などに必ずご確認ください。

ご契約にあたって特にご注意いただきたいこと

【この保険はお申し込みの撤回等（クーリング・オフ）はできません】

この保険の一時払保険料相当額のお払込方法は、アクサ生命保険株式会社（以下「アクサ生命」といいます）が指定する銀行口座へのお振り込みに限定されています。
ご契約の解除（クーリング・オフ）はできませんので、十分にご検討の上、お申し込みください。

【商品特性】

- この保険は、一時払保険料のうち一定割合を一般勘定で運用し、残りの一定割合を特別勘定で運用する、米ドル建ての個人年金保険です。
- 一般勘定では、据置期間満了日の運用成果が、基本保険金額の所定の割合（「基本年金原資額の保証率」といいます）に到達するように、一定の利率で運用されます。
- 特別勘定では、据置期間満了日の運用成果が、日経平均株価の所定の上昇率に所定の割合（「連動率A」といいます）で連動するように、運用されます。

【責任の開始】

※P17～18「ご契約の流れ」をご覧ください。

アクサ生命が一時払保険料相当額を領収した日より、ご契約上の保障（責任）が開始されます。

【資産の運用】

	一般勘定の資産	特別勘定の資産		
通貨	米ドル建て			
一時払保険料の繰入割合	保証率に応じて、一般勘定および特別勘定への繰入割合が決定します。			
	基本年金原資額の保証率	一時払保険料の繰入割合		
		一般勘定（うち、初期費用）	特別勘定	合計
	基本保険金額の 135%	86.801% (9.900%)	13.199%	100%
	基本保険金額の 130%	87.566% (9.900%)	12.434%	100%
	基本保険金額の 125%	88.607% (9.900%)	11.393%	100%
	基本保険金額の 120%	89.564% (9.900%)	10.436%	100%
	基本保険金額の 115%	90.508% (9.900%)	9.492%	100%
	基本保険金額の 110%	90.385% (9.900%)	9.615%	100%
	基本保険金額の 105%	90.591% (9.900%)	9.409%	100%
	基本保険金額の 100%	91.124% (9.900%)	8.876%	100%
運用を開始する日	契約日（責任開始の日（保険料領収日）の属する月の翌月1日）	特別勘定繰入日（責任開始の日（保険料領収日）の属する月の翌月15日）		
運用方法	<ul style="list-style-type: none"> 据置期間満了日の運用成果が、基本保険金額の所定の割合（「基本年金原資額の保証率」といいます）に到達するように、一定の利率で運用されます。 基本年金原資額の保証率は毎月見直され、100%から135%までの5%きざみで設定されます。 <u>契約日（保険料領収日の属する月の翌月1日）における基本年金原資額の保証率が適用されます。</u> ※申込日に公開されている基本年金原資額の保証率が適用されるとは限りません。月末付近のお申し込みの場合には、十分ご注意ください。 	<ul style="list-style-type: none"> 据置期間満了日の運用成果が、日経平均株価の所定の上昇率に所定の割合（「連動率A」といいます）で連動するように、運用されます。 連動率Aは、運用を開始する日まで決定されません。 ※申込日には判明しておりません。ご契約の際にはあらかじめご了承ください。 		
解約について	解約日に所定の市場価格調整を行い算出された基本払いもどし金額を、お受け取りいただけます。 <u>※据置期間中に解約された場合の最大損失額は確定していません。基本払いもどし金額は、一般勘定にて運用する額を大きく下回る場合がありますので、ご契約の際にはあらかじめご了承ください。</u>	解約日の翌営業日における特別勘定の積立金額を、お受け取りいただけます。 <u>※据置期間中に解約された場合の最大損失額は確定していません。特別勘定に繰り入れた金額がなくなることがありますので、ご契約の際にはあらかじめご了承ください。</u>		

【費用】

年金支払開始日以後（「年金払特約」により年金をお受け取りいただく場合を含みます）、以下の費用をご負担いただきます。

項目	内容	費用
年金管理費	年金の支払管理等に必要な費用	年金額に対して年率1.0% (年金支払開始日以後、年金支払日に控除します)

※上記の費用は将来変更になる可能性があります。

引受保険会社「アクサ生命保険株式会社」について

アクサ生命保険株式会社は、

グローバルに事業展開する世界最大級の保険・金融グループAXAの日本法人として、

1994年に設立されました。

2000年には旧日本団体生命保険株式会社との提携によって

保険持株会社を核とする新体制を構築、

AXAの日本における生命保険事業の中核を担っています。

アクサ生命保険株式会社は、

AXAグループがグローバルに培った経験やノウハウ、資産運用力を活用し、

魅力ある商品と、お客さまにご満足いただけるサービスのご提供を目指しています。

<沿革>

1994年 7月：アクサ生命保険株式会社設立

1995年 4月：営業開始

2000年 3月：旧日本団体生命保険株式会社と共同で、保険持株会社を設立し、その100%子会社となる

2000年 4月：保険持株会社 アクサ ニチダン保険ホールディング株式会社（*）を核とする新体制スタート

社名を「アクサ ニチダン生命保険株式会社」に変更

2001年 3月：社名を「アクサ生命保険株式会社」に変更

2002年10月：個人年金保険の銀行窓販の解禁にあわせ、商品供給を開始

2005年10月：アクサ グループライフ生命保険株式会社と合併

* 現アクサ ジャパン ホールディング株式会社（2004年6月30日社名変更）